

地域と学校の連携・協働に関する Q&A（平成31年3月）

Q 1：地域学校協働活動とは？

A： 地域学校協働活動とは、地域の高齢者、成人、学生、保護者、PTA、NPO、民間企業、団体・機関等の幅広い地域住民等の参画を得て、地域全体で子どもたちの学びや成長を支えるとともに、「学校を核とした地域づくり」を目指して、地域と学校が相互にパートナーとして連携・協働して行う様々な活動です。

地域が学校や子どもたちを応援・支援するという一方向の関係だけでなく、例えば学校と地域住民が共に地域の課題を解決する活動や地域行事に子どもたちが参画して共に地域づくりに関わる取組を推進するなど、地域と学校がパートナーシップにより、双方向で活動する取組です。

Q 2：地域学校協働活動が必要とされている背景は？

A： 地域における教育力の低下、家庭の孤立化などの課題や、学校が取り巻く問題の複雑化・困難化に対して社会総がかりで対応することが求められています。そのためには、地域と学校がパートナーとして連携・協働するための組織的・継続的な仕組みが必要不可欠です。

また、新学習指導要領が目指す「社会に開かれた教育課程」の実現に向けて、学校は地域との連携・協働を一層進めていくことが重要であり、地域においても、より多くの地域住民等が子どもたちの成長を支える活動に参画するための基盤を整備していくことが求められています。

こうした社会的背景を踏まえ、平成29年3月に社会教育法が改正され、地域学校協働活動に関し、地域住民等と学校の情報共有や助言等を行う「地域学校協働活動推進員」の委嘱を教育委員会ができること等、全国的な推進に向けた規定の整備が行われました。

Q 3：これまでの「学校支援地域本部」と「地域学校協働本部」の違いは？

A：(旧)「学校支援地域本部」： 地域住民等の協力により、学校教育活動において、授業の補助や部活動支援、環境整備等、学校を支援する体制として平成20年度から推進してきたものです。

(新)「地域学校協働本部」： 平成27年12月の中教審答申において、従来の「学校支援地域本部」等の活動を基盤として、地域による「支援」から、地域と学校双方向の「連携・協働」へ、また、「個別の活動」から活動の「総合化・ネットワーク化」を目指し、幅広い地域住民の参画により、地域学校協働活動を推進する新たな体制として提言されたものです。

Q 7 : これまで配置していた体験活動等推進委員会の「体験活動等推進委員会主任」を廃止し、「地域連携担当教職員」を任命することになるが、職務内容の違いは？

A : 「体験活動等推進委員会主任」と「地域連携担当教職員」の職務の比較は下表のとおりとなります。

体験活動等推進委員会主任	地域連携担当教職員
a 校内における児童生徒が行う体験活動やボランティア活動の企画、実践に関すること	a 学校と地域が連携した取組の総合調整に関すること
b 活動の評価等に関すること	b 学校と地域が連携した取組の連携調整や情報収集・発信に関すること
c <u>地域との連携に関すること</u>	c 学校と地域が連携した取組の充実に関すること
d その他、推進に関すること	d 福島県地域学校協働本部事業における地域学校協働推進委員会に関すること

「地域連携担当教職員」の職務については、「体験活動等推進委員会主任」の職務に新しい業務を追加したのではなく、これまでの「地域との連携に関すること」について、その重要性を踏まえ具体的に示したものであり、内容的に大きく変わるものではありません。

Q 8 : 「地域連携担当教職員」を原則、教諭職とする理由は？

A : 「地域連携担当教職員」に教諭職が任命されることにより、従来から主に地域との連携窓口を担ってきた教頭職と役割分担を行うことで、連携協働活動の一層の充実を図ることを目指しています。

さらに、新学習指導要領で示された「社会に開かれた教育課程」の実現に向け、今後、教職員には地域と連携・協働についての知識・技能が一層重要となることを踏まえ、すでにその能力を備える管理職ではなく、学校のみドルリーダーとして、学校と地域の連携・協働の促進に努める人材の育成の面からも、教諭職の任命が望ましいと考えます。

また、現在、大きな課題となっている教職員の多忙化解消に向け、教頭職の負担軽減につながるものと考えており、各学校においては、教諭職の地域連携担当教職員の任命に際し、持ち時数減や校務分掌軽減の配慮が必要です。

Q 9 : 地域連携担当教職員には、事務職員への任命も可能か？

A : 可能です。

Q10：地域の窓口である「コーディネーター」の配置については？

A： 現在、「地域学校協働活動事業」委託8町村及び「学校支援活動事業」委託19市町村、「放課後子ども教室事業」委託38市町村では、地域の窓口である「コーディネーター」がすでに配置されており、学校や地域住民や企業、関係機関等との連絡調整や地域ボランティアの募集・確保の役割を担っています。平成29年3月の社会教育法の改正では、地域住民等と学校との連絡調整等を行うコーディネーターを「地域学校協働活動推進員」として、教育委員会が委嘱することができることとし、法律に位置付けられた存在となりました。

現在、コーディネーターを配置されていない市町村に対して、その必要性を理解していただくよう努めていきます。

(平成31年2月18日付通知30社教第754号)

Q11：平成31年度より、地域連携担当教職員を任命する理由は？

A： 令和2年度に小学校及び特別支援学校小学部より、順次実施されていく「新学習指導要領」では、よりよい学校教育を通じてよりよい社会を創るという目標を学校と社会が共有し、連携・協働しながら、新しい時代に求められる資質・能力を子どもたちに育む「社会に開かれた教育課程」の実現を目指すことが示されました。

平成31年度に地域連携担当教職員を任命することにより、平成32年度の新学習指導要領実施までの1年間、地域連携担当教職員を中心に、地域連携・協働の推進に関する計画（推進目標、全体計画、年間活動計画等）の作成を計画的に進め、教育課程に位置付けていただくためです。

また、来年度、県教委主催の「地域連携担当教職員等研修会」を、県内7教育事務所ごとに実施する予定です。その研修会の中では、地域連携担当教職員の役割等の他、「地域連携全体計画（仮称）」や「地域連携年間活動計画」についての例示を示させていただきます。

Q12：体験活動等推進委員会主任に代えて今回の役職を置くということだが、現在、学校では、この委員会は機能していないのではないかと？

A： 毎年の調査によると、ほとんどの学校で、体験活動等推進委員会主任は活動しているという結果が出されています。ただ、主任の役職を教頭に置いている学校が約7割であり、会議を行っているだけの学校もかなり多いことは事実です。県教委としては、このような状況を踏まえ、平成32年度からの学習指導要領実施に当たり、「社会に開かれた教育課程」の編成に向け、地域との連携・協働について改めて意識付けし、推進していきたいということから、今回の措置を進めていく考えであります。

Q 1 3 : 社会教育主事を充てるということだが、有資格者が少ないのではないか。

A : 現在、県内には、35歳以下の社会教育主事有資格者の教員がほとんどいない状況であります。今回の地域連携担当教職員の任命を契機に、今後、社会教育主事の有資格者を増やしていかなければならないと考えております。

Q 1 4 : 体験活動・ボランティア推進センター及び地域学校協働本部と両方を行うのは負担であり、そもそも、体験活動・ボランティア推進センターは必要なのか？

A : 「体験活動・ボランティア推進センター事業」は、平成14年から国の制度として県、各市町村に設置したものであります。

今年度、地域との連携・協働という観点から、目的の一層の明確化や機能性を考え、「体験活動・ボランティア推進センター」の「地域学校協働本部」への統合を国に要望し、承諾を得ました。

それにより、これまでの「福島県体験活動・ボランティア推進センター事業実施要綱」を「福島県地域学校協働本部事業実施要綱」と改訂いたします。事業内容においては、県教育庁内（事務局：社会教育課）には、県本部、各教育事務所内には、地域本部、市町村には市町村本部、すべて公立学校に、地域学校協働推進委員会を設置するなど推進体制を整備するとともに、学校支援等ボランティア人材バンクの管理等を含めた学校と地域が連携・協働した活動を推進することといたします。

Q 1 5 : 地域連携担当教職員を任命することにより、地域連携担当教職員に任命された者だけが、地域連携・協働に関する研修に参加したり、報告書をまとめたりすることになり、これまでの体験活動・ボランティア推進センターと同じように形骸化してしまうのでは。全職員に地域との連携・協働した教育活動の重要性を意識させるためには、校内で1名の任命はむしろ逆効果ではないか？

A : これまでのように全職員それぞれが地域との窓口となったり、それぞれの学年に地域との窓口を置いたり、学校の実態に応じて、複数人、地域連携の取組を担当する教職員を置くことも考えられます。

このように、各学校内に設置する「地域学校協働推進委員会」に数名の教職員をおいて、チームで地域連携・協働活動を推進していくことは、取組を継続化、充実化するためには重要であると考えています。

ただし、地域と連携した取組の情報を一元化し、校内で共有し、地域との連携・協働に関する校内研修を進めるためにも、その中心となる教職員を「地域連携担当教職員」として任命していただくようお願いします。

しかし、県主催の研修会への参加者等については、原則、「地域連携担当教職員」を対象としますが、各学校の実態に応じて対応していただいて構いません。